

# 宮城県森林審議会森林保護部会議事録

日 時：令和2年12月18日（金）  
午前10時から午前11時15分まで  
場 所：宮城県庁行政庁舎4階 庁議室

## 議 事

- 宮城県防除実施基準の変更（案）について
- 高度公益機能森林の区域の指定（案）について
- 令和3年度農林水産大臣命令の区域（案）について



## 宮城県森林審議会森林保護部会議事録

### 1 開会（司会：事務局）

本日は、年末のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、宮城県森林審議会森林保護部会を開会いたします。

本部会の構成員は5名でございますが、本日4名の委員に御出席いただいておりますので、過半数を超えております。よって部会が成立しておりますことを御報告いたします。また、本日の部会は宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規則第9条に基づき公開となっておりますことをお知らせいたします。

○ 資料確認 (略)

開会に当たりまして、当部会の部会長であります、佐藤部会長から、御挨拶を申し上げます。

### 2 挨拶（佐藤部会長）

ただ今、御紹介を承りました、部会長を仰せつとめます佐藤久一郎でございます。開会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

本部会は、森林審議会規程に基づき、森林病虫害の防除に関する事項を審議することとされておりますが、宮城県においては、松くい虫による森林被害対策が重要な課題の一つとなっております。

本県には、特別名勝「松島」地域の松林に代表されるように、特徴的な景観を形成し、文化的価値を有する松林や、潮風等から農地や住宅地を守る機能を果たしている松林など、県民のかけがえのない共有財産である松林が多数ございます。

県によりますと、令和元年度の松くい虫被害量は、前年比73%となっており、昭和59年以来、1万立方メートルを下回る被害量に減少したとのことでございます。

被害が減少してきた背景として、被害予防のための薬剤空中散布、地上散布、樹幹注入並びに被害木を除去する伐倒駆除等、総合的に実施し、被害の拡大防止に向けて取り組んできた成果が現れてきたものと理解しております。

松くい虫被害対策は、マツノマダラカミキリが羽化脱出する前の適期適切な対策を関係者一丸となって、継続的に行っていくことが重要であることを考えます。

引き続き、適切な防除対策を行い、松くい虫被害を収束の方向に向かわせることができますように、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お手元の次第にありますとおり、3点について審議をいただくことになっております。委員の皆様方には、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

### 3 出席者紹介等（司会：事務局）

会議に先立ちまして、本日御出席をいただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元に配布しております出席者名簿の順で御紹介いたします。

宮城県林業振興協会会長、宮城県林業経営者協会会長の佐藤部会長です。

株式会社伝統建築研究所代表取締役の高橋委員です。

尚綱学院大学環境構想学科准教授の鳥羽委員です。

東北森林管理局仙台森林管理署署長の米田委員です。

なお、宮城県町村会副会長で大河原町長の齋委員は本日所用のため欠席されております。

○ 県事務局の紹介 (略)

○ 日程説明 (略)

#### 4 審議事項

##### 【司会：事務局】

本日の審議事項であります「宮城県防除実施基準の変更（案）について」、「高度公益機能森林の区域の指定（案）について」及び「令和3年度農林水産大臣命令の区域（案）について」は、宮城県森林審議会規程第8条第3項第1号の規定により森林保護部会において審議する事項となっております。

なお、関係法令につきましては、次第の後に資料を添付しておりますので、後程御確認いただきたいと思っております。

従来は、議事録署名員の指名を行っておりましたが、現在の県の規程では、審議会の議事録の内容を出席者全員に御確認いただくこととなっておりますので、このやり方を見直し、議事録署名委員の指名と議事録への署名につきましては、省略する扱いとさせていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。進行につきましては、宮城県森林審議会規程第8条第5項に基づきまして、部会長をお願いいたします。それでは、佐藤部会長、お願いいたします。

##### 【佐藤部会長】

それでは、議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、3の審議事項に入らせていただきます。令和2年11月26日付けで知事から諮問のありました「宮城県防除実施基準の変更（案）について」並びに「高度公益機能森林の区域の指定（案）について」及び「令和3年度農林水産大臣命令の区域（案）について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

##### 【大信田森林整備課長】

それでは審議事項の内容について説明いたしますが、始めに本県の松くい虫被害の現状等について、担当から説明させていただき、その後に審議事項の説明に入りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 宮城県松くい虫被害の現状について

(1) 事務局説明 参考資料について事務局から説明

(2) 質疑応答

##### 【佐藤部会長】

ただ今説明いただきましたが、御質問や御意見はございますか。

(特に無し)

それでは、説明を続けてください。

○ 宮城県防除実施基準の変更（案）について

- (1) 事務局説明 資料1について事務局から説明
- (2) 質疑応答

【佐藤部会長】

ただ今説明いただきましたが、御質問や御意見はございますか。

【高橋委員】

変更にかかる場所について、このように抽出するためにどういう作業があってこういう場所が選ばれているのでしょうか。

【大信田森林整備課長】

空中散布の区域につきましては、保安林になっているような重要な区域を中心に選定してございます。ただ、先ほど説明しましたように、現地の方は、長年防除を実施してきたものの、松が減少して広葉樹林化が進んでいるところもありまして、実際、ヘリコプターで散布する際に、職員も散布前に散布区域の確認で、ヘリコプターに乗って確認するのですが、そういう中で広葉樹化してて松が見えなくなっている区域が散見されているという状況があります。それを受けて、事務所と市町村と森林組合と一緒に現地の方を確認して、その上でこの区域は継続して散布しましょう、ここはもう広葉樹になっているので、散布する必要はないというところを仕分けして、今回計上しているということでございます。

【鳥羽委員】

2つあるのですが、まず除く方の網地島についてですが、ちょっとスケール感がいまいちわからないのですが、この3つの対象区域の真ん中の小班は、ヘリコプターで薬を撒くときに、ここだけ除くというのはこんな小さくてできるのかなという素朴な疑問が1つ、結局撒いてしまうのではないかと。もう1つは、東松島市で追加になっていることについてですが、ここは、今まで散布してなかったのは、端的に言えば何でなのか。被害が出始めたからやり始めるのか、それとも何かというのを確認したいと思いました。

【大信田森林整備課長】

まず1つ目の網地島についてですが、3ヶ所ありまして合計で3ヘクタールということで、1つ1つは若干違いますが概ね1ヶ所が1ヘクタール前後ということになります。現場としては、大体100メートル×100メートルの範囲というような形になってございますので、散布の際は、目印となる旗等を立てて、その区域を散布する区域と、散布しない区域を見分けるような形で対応していくということになります。

それから2つ目の嵯峨溪の方ですが、こちらは実は以前は空中散布を実施していた区域なのですが、地元の市の要望もございまして、一時、樹幹注入に切り換えを図っていた区域でございます。ただ、樹幹注入につきましては、どうしても単木で実施するものなので、このように面的に森林状態でたくさんあるところにつきましては、費用対効果や効果の面でもなかなか難しいところもございまして、現地の方でも枯れが収まらないというような状況もございましたので、やはり一体的に、この上の青い区域は、空中散布実施していたものですから、そこと合わせて一体的に空中散布を実施していく方

が、効果が上がるのでないかということで、空中散布に戻すということで区域に入れさせていただいたものでございます。

【佐藤部会長】

他に御質問なければ、引き続き「高度公益機能森林の区域の指定（案）について」事務局から説明をお願いします。

○ 高度公益機能森林の区域の指定（案）について

- (1) 事務局説明 資料2について事務局から説明
- (2) 質疑応答

【佐藤部会長】

ただ今説明をいただきましたが、御質問はございますか。

【米田委員】

区域についてですが、最初の塩竈市の馬ノ背島を除いては、うち松林面積ということで、区域のうちの半分以上と、松林面積が全域を占めているわけではないですが、これは、広葉樹と混交している状況ということになりますでしょうか。

【大信田森林整備課長】

今委員からお話がありましたとおり、混交になっている部分がございます。ただ、全体としては、対象地周辺部が松林に覆われていまして、その混交している部分も、やはり守っていく、薬剤散布なり、伐倒駆除をやっていかないと、既に指定されているところの高度公益機能松林にも影響が及ぶということで、今回一体的に対策を講じていきたいというふうに考えてございます。

【佐藤部会長】

他に御質問なければ、引き続き「令和3年度農林水産大臣命令の区域（案）について」事務局から説明をお願いします。

○ 令和3年度農林水産大臣命令の区域（案）について

- (1) 事務局説明 資料3について事務局から説明
- (2) 質疑応答

【佐藤部会長】

ただ今説明をいただきましたが、御質問はございますか。

私の方から、今回追加の部分が今回の審議ということでよろしいですね。そうすると、舞根地区について、特別伐倒駆除は今まであったけど、樹幹注入の分だけ追加ということでよろしいですね。それから、亀山については、特別伐倒駆除の箇所を追加すると。今回亀山地区は、相当面積が広くなるかと思いますが、この面積は何ヘクタールぐらいになるのでしょうか。

【事務局 菅原技術主査】

手元に資料がなくて、申し訳ありませんが把握しておりませんでした。

【佐藤部会長】

そうですね。わかりました。今までのところが赤い箇所、今度黄色い箇所が新規に追加されると

いう。地図ですが、この林小班を見ていると海岸のところまで、ずっと続いているようでございますが、相当の面積の伐倒駆除が、この後実施されるのかなと思うとちょっと心配なところがあるのですけれど。本数と面積を後で教えていただければと思います。

**【事務局 菅原技術主査】**

わかりました。本数は見込みになりますが、特別伐倒駆除に関して、搬出を伴う伐倒になりますが、そちらは50立法メートルを、伐倒駆除で、くん蒸処理する方法につきましては、区域全域合わせまして540立方メートルを見込みとして上げているところです。

**【佐藤部会長】**

了解しました。他に御質問はございますか。

**【高橋委員】**

この伐倒駆除というのは、これはずっと続いていくものなののでしょうか。伐倒してしまえば、その木はおしまいですが、例えば樹幹注入とかは1回やったらもう終わりというものなのか、継続してずっとやらないきゃいけないものなののでしょうか。もうそれはずっと、永遠にという感じなんですか。基本的なことが、わからず教えていただければと思います。

**【大信田森林整備課長】**

基本的に予防対策と、駆除対策とに分かれていまして、予防対策の方は、樹幹注入とか、空中散布、地上散布という薬剤散布で、そもそも被害にかからないように予防しようとする対策です。このうち、樹幹注入につきましては、現在使っている使用薬剤の有効期間が約7年と言われていまして、一度打つと、7年間は大丈夫と、7年経って8年目にまた注入するというような形になります。

これに対して、伐倒駆除の方は、既に被害が出て枯れてしまった松が、新たな感染源となって被害を拡大させないように駆除するものでございます。伐倒して処理するというのは、中にいるカミキリムシが羽化脱出して新しい木に飛んで行き、被害を拡大感染させるので、カミキリが羽化脱出する前までに処分するということになります。

その処分方法は、カミキリを殺すぐらいの大きさまでチップ化して破砕してしまう方法と、ビニールをかけて薬剤でくん蒸処理する方法が主にございます。最初の破砕処理する方を特別伐倒駆除と呼んでいまして、それ以外のものを伐倒駆除と呼んでいますが、我々の方としては、今対策を取っているところは、比較的観光地のようなところもございますので、搬出可能なところは、できるだけ搬出した上で、破砕チップ化処理することを進めていきたいと考えてございますけども、どうしても山の中の仕事なので、搬出できないような場所もございます。そういったところは、ビニールくん蒸という形で伐倒した後集積し、ビニールをかけてくん蒸処理をするということにしています。ただ、こちらの方も景観に配慮して、以前は透明な普通のビニールでしたけれども、最近使っているのは、茶色に着色されて、景観上もあまり目立たないように、また、生分解といって、時間が経つとそのビニールが分解されて、環境にもやさしいと、そういった資材を使うようにしてございます。

**【高橋委員】**

遡ってしまいましたが、田代島にしょっちゅう行っているもので、あそこにタブノキがすごくあるのですが、あれはもともと松だったのでしょか。タブノキはタブノキであって、松と一緒にあってそうだったのか。

先ほど最初に見せていただいた、最近非常に防除効果が出ているとのことでしたが、72%まで下がっていると、宮城県の場合ですと15.0千立方メートルから10.7千立方メートルまで下がっ

ていて非常に少なくなったんだなという気がしていたのですが、それは、防除効果によるものなのか、もしくはその対象となるものが減ったということなのか、どちらなのか知りたいのですが。

【大信田森林整備課長】

非常に難しいところで、はっきりこっちという話ではなく、両面あると思います。被害が当県で発見、確認されたのは昭和 50 年なので、それから相当の期間、駆除を実施して松くい虫被害と戦ってきている状況にありますので、伐倒処理された松も相当数になっているのも事実でございます。

ただ、松くい虫被害は減少していると言いながらも、気象条件などによっては、また急に増えるというのがありまして、先ほど担当の方からも、最初に説明しましたとおり、実際、震災後に沿岸部も非常に大きな被害を受けて、山の中にも入れない状況、薬剤散布するヘリコプター自体も仙台空港で被災して使えない状況という中、防除対策が十分にできなかったことで、被害が増加傾向になってしまった。そういったことからすると、継続して対策を取っていくことが被害を抑えるためにはとても重要なことだと思っていますし、そうした効果が出てきて、特に震災後の被害が減少傾向になってきているのは対策の効果だろうと判断しています。

ただ、大分被害は減っているというものの、まだ 1 万立方メートル近くの被害があるということなので、特にうちの県の場合は、松島中心に、三陸地域が観光資源になってございますので、市町と協力しながら防除対策の方は継続して徹底して実施して参りたいというふうに考えてございます。

【佐藤部会長】

今、この席で言うべきかどうかわからないのですが、宮城県、あるいは国が、松島の松を守るために、樹幹注入に相当のお金を毎年のようにかけていただいていることに感謝申し上げたいと思います。松島からマツがなくなると島だけになってしまうという話も笑い話であります。本当に文化的な意味合いもあって、大切な歴史的文化遺産でありますので、是非ともこれからも力を、県の方で留意していただいて予算づけ、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

他にありませんか。

無いようですので、審議事項についてお諮りしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。審議事項の「宮城県防除実施基準の変更（案）について」、「高度公益機能森林の区域の指定（案）について」及び「令和 3 年度農林水産大臣命令の区域（案）について」原案のとおり適当と認める旨の答申をすることとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

異議無しということでございますので、各審議事項については、原案のとおり適当と認める旨の答申をすることと決定いたしました。

以上をもちまして、審議事項については終了したいと思います。

5 情報提供

【司会：事務局】

続きまして、4 の情報提供に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

- （1）森林病虫害被害の現状について及び（2）県内の森林病虫害等防除に向けた取組について



(1) 事務局説明 資料4及び5について事務局から説明

(2) 質疑応答

【司会：事務局】

ただいま説明がありました。御質問等ございますか。

【佐藤部会長】

ドローンですけれども、私も実際にやって見せていただいたことがあります。非常にわかりやすい。しかも3Dで出てくるのはとてもいいと思います。これ自体は是非していただきたいと思いますが、一方で、高さの目測を誤り、激突して落っことしたというところも聞いてございます。なおかつ、木が密集しているところをドローンで実施する時は、目視ができる範囲内しかできないというところがあって、林内のエリアを広く見渡せる場所から操作をしなきゃいけないと思うのですけれども、実証試験の中でその辺は是非見極めていただきたいなと思います。赤外線センサーで色が違って見えることによって、木が枯れているのか、生きてるのかをちゃんとわかるというようなことも、わかりましたのでとても使い勝手が良さそうだと思います。

それから農業用ドローンで、先ほど植栽に使えるのではないかというお話をいただきましたが、抵抗性松の種子入りの基盤材の吹きつけというのは、通常のコンテナ苗をポットと落とすわけではなくて、吹きつけられるんですか。これについて教えていただければ。

【事務局 菅原技術主査】

なかなか島だと、岩の部分があり、植えるというよりは、どちらかという緑化するときに吹き付けするようなイメージで、種と一緒に基盤材を吹き付けるような方法にして、そこから発芽を促すような形での植栽というのを考えております。その方が定着できるのではないかと考えていまして、直接植えるとなると、技術的に難しい部分が大いのではないかと考えていますので、実証としてはそのような吹き付けから、まずは取り組んでみようと考えておりました。

【米田委員】

ナラ枯れについてですけれども、皆さんもご承知のとおり、全国的な傾向として、大体3・4年ぐらいの周期と言われておるようで、特に平成22年、これがかなり大きな被害量が出ておるんですけれども、これを見ても、3・4年ぐらいの周期かなということがあります。これは、虫の個体数自体が増えるとかそれから気候の関係、降水量ですとか、気温ですとか、色々な要素が絡んで増減周期があるということと言われておりますけど、御説明ありましたような、被害状況の把握や駆除といったことをこういった周期も念頭に組み込むことが重要かと思っておりますので、引き続きの取り組みを関係する皆さんと一緒にやっていきたいと考えております。

【司会：事務局】

その他御質問等ございますか。無いようでございますので、情報提供につきましては以上とさせていただきます。

その他で委員の皆様から何かございませんでしょうか。特に無ければ、事務局から何かありますでしょうか。

それでは以上で本日の審議会は終わります。御案内しておりますとおり、本日午後1時30分より隣の特別会議室で宮城県森林審議会が開催されますので、お時間までにお集まりいただきますようお願いいたします。

それでは以上をもちまして、宮城県森林審議会森林保護部会の一切を終了させていただきます。  
本日は、ありがとうございました。

〈 閉 会 〉